

第 3 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年9月25日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年 9 月25日（火曜日）

午前10時 1 分開議

午前11時45分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 報告（第2回道州制問題等調査特別委員会を受けて）
- (2) 国等の動き
- (3) 閉会中の継続審査について
- (4) その他

出席委員（16人）

委員 長 前 川 收
 副委員 長 松 田 三 郎
 委 員 倉 重 剛
 委 員 松 村 昭
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 馬 場 成 志
 委 員 水 室 雄 一 郎
 委 員 鎌 田 聡
 委 員 守 田 憲 史
 委 員 池 田 和 貴
 委 員 小早川 宗 弘
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 田 端 義 一
 委 員 淵 上 陽 一
 委 員 早 田 順 一
 委 員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一
 総括審議員兼
 次 長 高 木 奎 一
 企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 原 田 正 一

次 長 木 村 利 昭

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 小 嶋 一 誠

財政課長 市 川 靖 之

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 松 見 辰 彦

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

政策調整審議員兼

地域政策課課長補佐 坂 本 孝 広

健康福祉部

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千 加 子

商工観光労働部

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬 口 豊

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

議事課課長補佐 宮 崎 聖

午前10時 1 分開議

○前川收委員長 ただいいまから、第3回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

まず、初めにさきの本会議において、新たに本委員会の委員に選任されました高木委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

○高木健次委員 皆さん、こんにちは。今回の道州制問題等調査特別委員会の方に入らせていただきました高木でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○前川収委員長 よろしく願いいたします。

お手元に本日の式次第を置いておりますが、そちらをごらんいただきたいと思えます。

本日の議題は、前回、委員会で委員からの要望がありました資料等の報告が数本ございます。

また、去る9月7日に実施しました合併市町村長と議長との意見交換会を取りまとめたものを資料の中に入れております。過日の意見交換会では、合併市町村長、議長の皆さんの生の声をお聞かせいただき、今後、道州制問題を議論するに当たり、示唆に富み、大変貴重なものであったというふうに思っております。それらも踏まえまして委員の皆さんの活発な議論をお願いいたします。

それでは、まず、議題の1番、前回の特別委員会を受けての報告に入ります。本日の資料1から6まで用意をさせていただいておりますけれども、1につきましては、9月7日の意見交換会において既に事務局から説明を受けたものであり、6については、意見交換会での主な発言を取りまとめた資料ですので、説明は省かせていただきたいと思えます。

それでは、資料2から5まで事務局から一括して報告をお願いいたします。

○小嶋行政経営課長 おはようございます。行政経営課長でございます。

それでは、報告の2の市町村への権限移譲の推進状況につきまして、前回の委員会で概

要の説明の資料をやってございましたので、御報告をさせていただきます。

委員会資料の10ページをお願い申し上げます。委員会資料の10ページ、市町村への権限移譲の推進状況についてでございますが、1のまず、権限移譲の根拠でございます。県から市町村への権限移譲につきましては、地方自治法に基づきまして、市町村長と協議が整った知事の事務権限を条例に基づきまして、市町村等に移譲するものでございます。それぞれ根拠法・条例につきましては、脚注記載のとおりでございますが、指針につきまして(注)の3をお願い申し上げます。少し字が小さくなっておりますが、熊本県の事務権限移譲推進指針というものを平成17年6月に策定をしたところでございますが、この指針の中で住民に身近な行政は市町村ができるだけ担うと、そういう観点から県で選定をいたしました76法令824項目を移譲対象といたしまして、平成21年度までの5年間を推進期間に重点的な移譲を進めているところでございます。詳しくは別添1ということで13ページ、14ページの方に添付しておるところでございます。説明の方は省略させていただきます。

次に2でございます。権限移譲を推進する目的でございます。先ほど申し上げましたように、住民に身近なサービスはできるだけ基礎自治体が処理するという地方分権の進展によりまして、その自治体として期待されてございます市町村には住民に身近なきめ細かな行政サービスを提供する役割が求められているところでございます。平成12年4月に施行されました地方分権推進一括法におきましては、こうした考え方を踏まえまして、権限移譲の推進につきましても、地方自治法の規定整備が行われたところでございますし、これを受けまして、県といたしまして自治法の規定にのっとりまして、法制度上の位置づけからは県知事が実施することとされてございます事務権限の中から、住民サービスの向上で

ございますとか、あるいは市町村による特色ある町づくりの推進、あるいは事務のワンストップ化とか等によるそうしたことに寄与できるものにつきましては、できるだけ市町村の方に移譲することとしておるところでございます。

次に、11ページの3をお願いいたします。権限移譲の実績でございます。現在の権限移譲方法が制度化されたのが先ほど申し上げました平成12年でございますので、平成12年度からの累計ということでございますが、県から市町村に67法令591項目を移譲しておるところでございます。特に以下のところがございますが、17年6月に指針をつくりまして以降、脚注のところは4というところがございますけれども、18年度の重点事務を掲げさせていただいておりますが、そうした重点事務を掲げまして移譲推進をしました結果、18年の4月から128項目、19年の4月から新たに136項目の移譲が実現してございまして、指針策定後の累計ということになりますと、210項目の移譲を行っておるところでございます。事務ごとの移譲実績につきましては、別添の2に15ページから18ページでございますが、それぞれ細かく添付をしているところがございます。説明の方は省略させていただきます。

次に、下段の方でございますが、4の権限移譲の事務手続でございます。平成17年6月の指針策定後、重点事務を中心に市町村長、担当課長会議等の場を通じまして説明をやっておるところでございますし、また、市町村を訪問しての説明等も実施しているところがございます。そうした形で市町村との協議が整った事務権限につきまして、法に定める手続等にのっとりまして、毎年度12月議会等に事務処理の特例に関する条例を提案を申し上げまして、翌年度の4月1日から市町村に移譲を行っていると、そういう形で進めているところがございます。また書き以下で

ございますが、事務権限の移譲に際しましては、市町村で円滑に事務処理がなされますように事務処理中の課題の処理方法、あるいは問題点がこのあたりにあるとか、そういった点につきましての引き継ぎ、それから関係法令や制度に関します文書やマニュアル等の提供、事務研修の実施や現場での指導等も実施いたしまして、事務処理が円滑にいくようにやっているところがございますし、また、事務処理に必要な経費につきましては、算定方式等を定めました権限移譲事務交付金要綱に基づきまして、権限移譲交付金を実績に応じまして市町村に交付をしているところがございます。具体的な権限移譲事務のフロー図、それから交付金の交付要綱等につきましては、それぞれ脚注の方に書いてございますけれども、別添の3及び4といたしまして19ページ、21ページのところに添付をしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、次に、12ページの5でございます。権限移譲で想定しております効果でございますが、県側の効果、市町村側の効果と分けて書いてございますけれども、それぞれ内容につきましては記載のとおりでございますが、住民サービスの向上とともに、県、市町村ともに事務処理の効率化や裁量権の拡大等につながっていくものと考えているところでございます。

次に、6でございますが、権限移譲を推進する上での課題と今後の推進方策のところでございます。地方自治法の規定に基づきます県からの権限移譲は、市町村との協議を前提としてございますので、県から一方的な権限移譲は不可能となっているところがございます。したがって、権限移譲を進めるためには市町村側の理解が不可欠となっておりますが、近年、市町村にあっても行財政改革に向けた取り組み等が重要な課題となっているところがございますし、定数等も抑制基調の中で、これまで以上に新たな事務権限を受

ける余裕がないとしてある市町村等も非常に多くございますし、現在のスキームの中でこれ以上の事務権限を進めることが年々難しくなっているところでございます。こうした中で県といたしましては、これまでと同じような方法で権限移譲を推進いたしましても、なかなか効果が上がらないというふうに判断をしておいて、市町村にとってより魅力のある移譲事務の選定、例えば脚注9のところに書いてございますけれども、平成19年度の重点事務として3つほど挙げてございます。公有地の買い取り、都市計画区域内における建築規制、あるいは浄化槽の設置等に関する事務というふうに挙げておりますが、そうした重点事務というものを掲げまして、さらには移譲事務に関しましての県からのきめ細かな支援等を行いますとともに、政令市を目指す熊本市でございますとか、行政体制が充実しております市等に対しまして、より重点的に移譲を働きかけることとしておるところでございます。それぞれ別添資料等をつけてございますけれども、細かくなりますので説明の方は省略させていただきます。

続きまして、報告の3をお願いいたします。22ページをお願いいたします。

報告資料3は、地方の行財政改革に資する法制度改正に係る提案に対する国の対応状況についてでございます。このことにつきましても、前回の委員会の中で御指示ございました。文のところで書いてございますが、平成17年度の県議会財政対策特別委員会におきまして、地方の行財政改革に資する法制度改正に向けた提案も盛り込みました緊急要望を取りまとめられたところでございます。17年の11月17日にそれぞれ議会を代表していただきまして、首相官邸、内閣府、総務省、財務省、各大臣、事務次官、局長、県選出国會議員等に対しまして要望が実施されたところでございます。要望書に記載されました提案は大きく分けまして2つに分かれておまして、1

つが財政改革関連、もう1つが国の過剰な規制関与関連ということでございます。それぞれ要望の趣旨、これにつきましては下段の方の1のところにそのまま書いてございますけれども、この要望の趣旨と具体的な事例といたしまして27事例を挙げて改善を求めたところでございます。その後、県の方といたしましても、国への政策提案あるいは知事会等の要望等の機会を通じましてフォローしてきたところでございますけれども、本年8月現在で国におきます対応状況を整理いたしましたところ、後ほど御説明申し上げますが、一部対応済みのものを含めまして11事例につきましては、国における制度改正等がなされているところでございます。

要望の趣旨につきましては、1のところに書いてございますが、(1)の財政改革関連、これは事例を5つほど出して要望したところでございます。これにつきましては、地方公共団体が行政サービスを安定継続的に供給していくため、財政基盤を確立する必要があると、また、地方分権が進展し地方の主体的な決定あるいは創意工夫がある行財政運営に取り組む必要があるという観点から、地方が取り組む行財政改革への支援強化に努めると、こういったことでそれぞれ5項目を要望したところでございます。また、(2)でございますが、国の過剰な規制・関与関連で22事例を挙げまして要望したものでございますが、自主的な行財政運営を行うには財政面での自立への確立とともに、法制度面におきましても、地方の自主性を確立する必要があると、現状は国による関与・規制によって地域の実情に合った事業が実施できないなど、地方公共団体の判断と責任による行財政運営を阻害していると、このため国の過剰な規制・関与を撤廃する法制度改正の取り組みを積極的に進めることとして要望されたところでございます。

それでは、この27事例の中から国におきま

して措置されたものを中心に、代表的なものに絞りまして報告をさせていただきたいと思っております。23ページをお願いしたいと思います。

23ページにつきましては、表の左側の方に当初の要望したときの趣旨、それから右側に国の対応状況を記載しております。網かけがある項目につきましては、国が一定の対応を行っているものでございます。たくさんございますので、ごく簡単に御説明を申し上げますので、説明が足りなかった分につきましては後ほどごらんいただければと思います。それでは2の(1)財政改革関連の5事例でござい

ます。事例の1につきましては網がかかってございます。公債費負担対策の充実ということでございまして、高金利債の県負担の軽減と申しますか、そういったものを目的としたものでございます。左の方の要望の趣旨のところをごらんいただきますと、財政改革を進める上で公債費負担の軽減が重要な課題だとして、補償金を要しない借りかえ措置につきまして拡充等の対策の充実を図ることということで要望されているところでございます。特に①公営企業借換債の大幅な拡大、公庫資金でございまして、これにつきましては、対象債の利率の引き下げ、あるいは借換枠の拡大、②につきましては、補償金を要しない政府資金の借換制度の創設ということでそれぞれ要望されたところでございます。米印につきましては、熊本県の財政効果試算額と書いてございますが、これはこの要望を行ったときに、これもそれぞれ付記いたしまして行ったものでございまして、その当時の財政効果の試算額ということで見ていただければと思います。

こうした要望に対しまして、国ではどうなったかということでございますが、右側をごらんいただきますと、①公営企業借換債につきましては、平成17年から18年度に対象債の利率引き下げと、借換枠の拡大が実施されて

ございます。これにつきまして借換債の対象利率が当初7%以上というふうになっておったわけでございますが、これが6%以上に引き下げられたと、それぞれそこに書いておりますような財政効果というようなものが、県の場合、出てきているということでございます。借換枠につきましても1,000億円の枠が2,000億円に一応拡大しているところでございます。②の方でございまして、公的資金の借換制度につきましても、平成19年から21年度までの3年間の臨時特例措置といたしまして、繰上償還の措置が実施されているところでございます。ただ、こちらの方は特に記載してございますように、いろいろとまだ条件がたくさんついているところでございます。

以下、事例の2に掲げております日銀の国庫納付金に対しまして法人事業税の課税、それから、24ページの事例の3の社会保険診療報酬に対しまして、県の法人事業税、個人事業税、そういったものが非課税になっておりますので、その廃止。事例の4でございまして、自動車税の車検時徴収、それから25ページにわたりますが、事例の5のその他公共用飛行場に対する災害復旧事業の適用等につきましては、まだ見直しに至ってございませぬ。なお、これらにつきましては知事会等でも同様の要望を行っておりますので、引き続き要望していくこととしていただいております。

25ページの(2)でございまして、これにつきまして22事例を挙げまして要望を行ったところでございます。これにつきましても、それぞれ要望が一部も含めまして認められたものにつきまして、それを中心に簡単に御説明を申し上げたいと思っております。

まず、事例の6でございまして、これは特別養護老人ホーム等の木造による社会福祉施設等の整備について、それを要望したところでございまして、右の欄をごらんいただきますと構造改革特区の中で、県が一定の要

件を満たしていることを認めた場合は木造によることが認められたところでございます。これも完全ではございませんけれども、そういった制度改正がなされたところでございます。

また、事例の8、25ページになりますが、総合流域防災事業の採択下限撤廃というものを求めたところでございますが、右の方に移りますけれども、市町村防災計画に掲載された施設が該当することとされました。

それから、26ページの実例の9でございます。森林整備法人の経営改善に関する法制度の改善につきまして、もろもろ求めたところでございますが、右の方に書いておりますが、終期を迎えておりました森林整備地域活動支援交付金制度が平成19年度以降も継続されるなど一定の改善が図られているところでございます。そのものずばりではございませんけれども、そういった制度改正の拍車につながっていると。

また、27ページの実例の13、国営農地開発事業地区におきます県協議会の必置規制の廃止を求めたところでございますが、これにつきまして右の方でございますけれども、事業対象地域が1つの市町村内におさまるような場合につきましては、県から市町村への移管が認められたところでございます。これらにつきまして、それぞれ所要の対応を行いつつあるところでございます。

事例の14の土地利用基本計画の変更、それから28ページの実例の15でございますが、2級河川の河川整備基本方針等に関する大臣同意の見直し等にありましては審査マニュアルの策定でございますとか、パソコン上での協議が認められるなど一定の前進を見ているところでございます。

次の事例の17の市町村合併に伴う法人格の変更に伴う許認可の取り直し等につきまして、温泉利用許可等につきまして法改正が行われているところでございます。その辺につ

きましては、まだ引き続き要望中でございます。

それから、29ページの実例の18でございますが、法定要件なしで国から、それぞれ県、市町村等に資料の提出要求等があつてございまして、そうした要求等の見直しを求めたところでございますが、右欄に記載しているところとおり、総務省から各省庁に加重負担防止についての通知が出されるなど、一定の前進を見ているところでございます。

事例の20につきまして、国庫補助事業の重複の解消を求めたものでございますけれども、これにつきまして所要の見直しが行われつつあるところでございます。

それから、31ページの実例の27でございます。流域下水道事業の補助申請時に、通常と異なって、工事の実施設書まで添付をしなくてはならないと、それを何とか要らぬと、普通と同じような形にしてほしいというような要望でございましたけれども、これにつきまして一定の措置がなされているところでございます。

その他の要望項目につきましては、それぞれ現在の状態を右欄の方に記載してございますけれども、知事会等におきましても同様の要望等も行っているところでございますけれども、国は全国的な観点から調整が必要であるとか、さまざまな理由から改善要望がまだ実現するに至っておりません。県といたしましては、政府提案、知事会での要望等の機会をとらえながら、これらの要望等も含めまして取り組みを進めていくこととしてございます。

内容が非常に多岐にわたっておりますので、ざっぱく説明になっておりますが、以上で説明を終わります。

○市川財政課長 財政課からは別冊、縦の資料でございますけれども、資料4で三位一体の改革等の影響について御説明させていただ

きたいと思います。

資料1ページの方をごらんいただきますと、1ページにつきましては、前回の特別委員会において御報告させていただいた内容でございます。それをまとめたものでございますので、割愛させていただきたいと思います。

次に、2ページでございますけれども、2ページにつきましては、三位一体改革の各都道府県への影響でございます。空欄は照会したものの、未回答であったところでございます。数字が各県それぞれ5つ並んでおりますけれども、左3つが国庫補助金の一般財源化と、それに対します税源移譲の影響額、右の2つが三位一体改革による交付税削減をその期間中の税収の伸びでどれだけカバーできたかと、そういった見方ができるかというふうに思っております。税源移譲につきましては、数字が2つありますけれども、左から2列目が経過措置による税源移譲額、3列目が最終的に平準化した税源移譲額でございます。これを見ていただくと、特に首都圏、例えば埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県あたりを見ていただきますと、三位一体改革の影響、これがほとんどないか、逆に収入がふえているというのがおわかりいただけるかと思えます。また、近畿圏の一部においても同様の影響というふうになっております。一方で我が県を含めました地方部の県、こちらがどうなっておるかという、各県で数百億円規模で収入が減っておるといった状況でございます。それぞれの項目で期間の取り方が若干異なりますけれども、本県の場合、三位一体改革により400億円以上の規模で減収というふうになっております。地方区でも、特に東北あたりを見ていただきますと、特に交付税など数百億円減収というふうになっている中で税収が数十億円しか伸びないとか、かなりの影響が出ておるのではないかというふうに考えております。

次に、3ページをお願いいたします。3ペ

ージでは、三位一体改革が本県財政に与えた影響を決算ベースで詳しくまとめておるところでございます。表が3つ並んでおりますけれども、一番上の表は通常の決算の数字でございます。上から歳入歳出、それからその差し引きである形式収支、そしてその形式収支から翌年度に繰り越した事業に充てます繰越財源を差し引いたのが4番目の実質収支でございます。この実質収支がいわゆる地方自治体の黒字とよく言われておるところでございます。この表の数字では、毎年ほぼ同じくらいの黒字額が出ておまして、ほとんど影響が出ていないように見えるところでございますけれども、なぜ影響が出ないように見えるかといいますと、真ん中の表にあります財源対策により穴を埋めてきたといったところでございます。財源対策の中身につきましては、そこに書いてございますけれども、大きく分ければ2つでございます。過去に積み立てた貯金を使うというのと、借金を追加的に行っていくといったところでございます。真ん中の表の一番下に財源対策の合計が出ておりますけれども、三位一体改革が行われる前の15年度を見ていただきますと、財源対策をやっていましたけれども、結果としては逆に基金を積み立てることができたといった状況でございました。それが三位一体改革が本格化した16年度以降につきましては100億円規模、17年、18年は200億円規模、19年は400億円規模で財源対策が必要になっておるといったところでございます。簡単に申しますと、大体、三位一体改革で400億円、それから平成19年度で交付税が70億円ほど減る見込みでございますけれども、大体500億円くらいの減収に、ほぼ数年でなっております。その500億円の減収につきまして、大体100億円くらいは行財政改革、それから税収の伸びなどで何とか補うことができましたけれども、400億円は穴があいた状態、それを家計と同じですけれども、節約して、残りの穴が埋まらない部分

につきましては、もう貯金を取り崩すか借金をするかしかなかったというのが本県のここ数年の財政状況でございます。

最後の3番目の表でございますけれども、その財源対策をやらなかった場合どうであったのかといったのをまとめております。収支不足額、15年度は財源対策をやらなくても黒字決算でございました。これが三位一体改革が本格化した16年度からは、この財源対策をやらなければ赤字決算というふうになってしまいました。その幅はどんどん大きくなりまして、19年決算見込みでは財源対策をやらなければ328億円の赤字にまで増加しておるところでございます。要因としましては、下のところにも書いてございますけれども、その増減の主な原因欄に書いてありますとおり、交付税による三位一体改革に伴う交付税の減額でございます。この状況につきまして、上の四角囲みのところにまとめておりますけれども、三位一体改革による減収を、その表の真ん中の財源対策により何とかしのいできたというのがここ数年でございます。また、真ん中の表の左側に財源対策の中身というのを詳しく書いておりますけれども、今後の見込みも矢印のところを書いてございます。財源対策のうち、大きく分けて2本、細かく分けると4本ございますが、このうちBとDにつきましては、今後縮小する見込みでございます。Cは一定の枠があります。起債というのは充当先があってこそ起債ができるものでございますので、一定の枠があるので、BとDができなくなったからCを増やすということが簡単にできるというわけではございません。一定の枠があるので増やせない。そういったときにどうなるかという、もうAに頼らざるを得なくなります。しかし、このAの財政調整4基金の活用につきましては、当然、貯金の取り崩しでございますので、これを使えばなくなってしまうというものでございます。恒久的に行えるものではございませ

ん。結果、その後は財源対策の量が足りずに、本当の赤字決算になる可能性があるといったところでございます。そこでちょっと資料を飛ばしますが、7ページをお願いいたします。

先ほどの19年度の決算見込みでは財源対策を行わなければ328億円の赤字がございましたので、本来的にはこの300億円規模の収支改善が必要になっておるところでございます。ただ、その際、先ほど見ていただきましたCのところの起債の追加分約100億円については、引き続き対応を行いたいというふうに考えております。残り200億円につきましては、歳出削減等により対応せざるを得ないと考えております。そのため7ページの下の方の箱の2つ目の丸に書いておりますけれども、来年度の予算要求につきましては、消費的経費、投資的経費ともに、今まで以上に厳しくせざるを得ない状況にあるというふうに思っております。なお、8ページにありますように、8ページに歳出予算、歳入予算の内訳、それぞれ書いてございますけれども、左から2番目が歳入予算の内訳でございます。この歳入予算につきましては、特定財源33%、一般財源67%でございますけれども、この一般財源が、その右側の方で義務的経費、それから準義務的な経費、こういったものに充てると残りは676億円しかありません。これは知事の本会議の答弁でもお答えさせていただいておる内容でございますけれども、裁量的に使える一般財源というのは670億円しかありませんので、200億円の削減というのは非常に難しいものがあるというふうに認識しております。そのため、21年度以降についても引き続き、抜本的な見直し、20年度に限らず21年度以降も抜本的な見直しを行っていく必要があるというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○内田企画課長 企画課でございます。よろしくをお願いいたします。

32ページ資料5をお願いいたします。

他の都道府県での道州制に対する取り組みについて御報告申し上げます。各都道府県議会での地方分権等に関する特別委員会の設置状況を御説明いたします。各県調べましたところ、道州制という形で名前がきちんとある特別委員会が北海道、愛知、岡山、本県の4県でございました。また、地方分権それから広域自治制度調査特別委員会という形で、何らかの形で道州制を議論するような委員会が全部で12設置されているというところがございます。北海道は道州制特区の関係、それから愛知、岡山につきましては、知事会での議論を先導的に行っているところと、それから本県議会からの提案による特別委員会の設置というような形だというふうに思っています。

33ページでございますが、先進的な事例として北海道、それから愛知の取り組みを少しまとめさせていただきました。北海道の場合は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律というのが昨年できておりまして、この中での議論を行う場というふうになっていると思います。特別区域の指定、それから道州制特別区域の計画を策定をするというふうなことがあります。広域的な施策については権限移譲、それからまた、公共事業についての交付金の交付等がこの特区の中でできるようになっております。ただ、権限移譲につきましては、北海道の場合8項目ということで、調理師の養成施設の指定、それから鳥獣保護法による危険猟法の許可、商工会議所に対する監督の一部の権限移譲とかいう形で非常に少ないものになっております。また、北海道の場合、道州制推進本部の設置等も行われておりますし、あと分権改革、道州制新法、それから市町村講演会、意見交換会という形で、道州制についての議論の積み上げを行っているところでございます。愛知県につきましては、庁内に課長レベルの道州制特別

チームというものを設置して、今議論を進めているというところでございます。今後、シンポジウム等の開催、タウンミーティングの開催、それから県職員による出前分権教室ということで、主に今は市町村職員等がメインになっているようでございますが、意識の啓発・周知を行っているというところでございます。

以上でございます。

○前川収委員長 以上をもちまして、前回の特別委員会を受けて、執行部からの報告が終わりましたが、その報告について質問とか、御意見があれば受けたいと思います。どうぞ。

資料が多いですから、なかなかゆっくり目を通される時間が余りなかったのですが、事前に配ってあったのですね、配ってなかった……。

○内田企画課長 はい。

○前川収委員長 事前に配ってなかった。配ってなかった……。それは失礼しました。申しわけございません。あとでもう1回、質疑の時間をつくりますので、これはここで打ち切りでなくて、その次の議題2の方に移った後、その説明を聞いた後でも質疑を受けたいと思いますから、議題2の方に先に入っているのですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 議題2の国の動きの方について企画課長から報告を願います。

○内田企画課長 議題2の国等の動きについて御説明いたします。全国知事会議における地方分権関係の議論及び九州地域戦略会議等における動向について、資料をもとに御説明させていただきます。委員会資料36ページ、資料7をお願いいたします。

まず、7月12日と13日に熊本県で開催されました全国知事会議における議論の中から、地方分権改革に関する事柄について御報告申し上げます。今回の知事会議における地方分権に関する議論の成果として、税源移譲の実施、国の関与等の廃止・縮小等を盛り込んだ第二期地方分権改革への提言が決議されたことが挙げられます。税源移譲につきましては、三位一体の改革が大幅な交付税削減を伴ったことなどから、慎重論も多く見られましたけれども、地方分権を象徴する税源移譲の旗をおろさないということで基本合意をしております。税源偏在の是正について、地方と大都市部で議論がありましたけれども、まずは地方税財源の充実強化、地方交付税の総額確保を求め、その上で偏在是正策について継続的に検討していくということにされております。また、ふるさと納税についても議論がありましたが、この問題につきましては、現在、国において、寄附額の税額控除という方向で検討が行われているところでございます。

37ページをお願いいたします。

第二期地方分権改革の提言の概要でございます。7月の知事会で決議されたものですが、日本の改革・再生は地方分権型社会からというサブタイトルがつけてございます。

まず、1の分権改革の理念と方向性についてでございますが、国の再生のためには地方分権型社会への転換が必要と論じております。さきの三位一体改革は、地方の裁量を高める真の分権改革には道半ばだという認識を示しております。

以下、具体的な提言を行っておりますが、2の税財政のあり方では、国税と地方税の税源配分の問題、税源移譲に当たっての地域間の調整の問題、そして地方交付税の総額確保と地方共有税の導入を述べております。

3の事務事業のあり方では、地方にできることは地方が担うという大原則のもとで、権限移譲と国の関与・義務づけ等の廃止・縮小

を行うよう提言しております。

4の行政組織のあり方では、二重行政の解消、国・地方を通じた簡素・効率化を目的に国庫補助負担金の件数の削減、それから直轄事業負担金の廃止、地方支分部局の整理を提言し、結びとして、5のこれからの国・地方のあり方において、地方行財政会議の設置や国の政策決定過程の透明化等を述べております。これが第二期地方分権改革に対する全国知事会の提言の概要でございます。

39ページの資料8をお願いいたします。

次に、九州地域戦略会議における道州制の検討の動向について御説明を申し上げます。九州における道州制の議論は、この九州地域戦略会議を中心に議論が進められております。九州地域戦略会議は、九州は一つの理念のもと、九州地方知事会と九州経済連合会との意見交換会を発展する形で、平成15年10月に設立され、年に2回の九州地方知事会時に会議を開催するとともに夏期セミナー等を行っております。本県からは知事、それから九州経済連合会の会員である肥後銀行の小栗頭取がメンバーでございます。この九州地域戦略会議に、平成17年10月に道州制の必要性と目指すべき姿及び課題について共通認識を取りまとめるため、第1次道州制検討委員会が設置され、昨年10月に道州制に関する答申が行われております。その後この道州制については、継続して検討することが必要であるということで、本年5月、第2次道州制検討委員会が設置され、今後2年程度をかけ、地方分権の見地から、役割分担、税財政等について九州モデルを策定するという方向で検討が行われております。

40ページをお願いいたします。

これが、平成18年10月24日に九州地域戦略会議道州制検討委員会が出しました道州制のあり方に関する答申の概要でございます。平成17年12月27日から平成18年10月13日まで、石川九電工の会長を座長とし、18名の委員で

6回ほど議論が行われております。検討テーマは①道州制の必要性、②九州の目指す姿、③いかにして道州制を実現するか、④道州制導入に向けた課題の4つでございました。

まず1、なぜ道州制が必要かという道州制の必要性でございますが、地方分権を加速し、個性豊かで活力ある地域社会を実現するとともに、国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築のため道州制の導入は必要というふうに結論づけております。

2で道州制によって目指す九州の姿を掲げております。(1)九州のポテンシャルを生かしパワーを発揮できる九州を目指す、それから、(2)として、7つの視点と3つの方策の構築ということで、各々生活、経済、国際分野における7つの視点、それから地方分権を推進し九州のことは九州が決めるシステムの構築、東アジアの拠点として繁栄する自立経済圏九州の実現のためのシステムの構築、国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築という3つの方策を挙げております。3では九州における道州制のイメージということで各地域の特色を生かした多極型構造の地域づくりを目指す、それから過度な一極集中を緩和し九州の一体的な発展を図る、7つの圏域を一つの区域とし、沖縄は沖縄県の判断にゆだねるというような判断をしております。また、政令市等も一般の市町村と同様に道州に包括される基礎的自治体として扱うということが述べられております。4の国、道州、市町村の役割分担では市町村への権限と財源の移譲、福祉、医療、教育等の住民サービス等が身近なところで行われるよう権限移譲、財源の移譲を行うというふうにしております。また、道州は市町村では対処できない広域的な役割を担うもの、国は外交、防衛、通貨管理など主に国家の存立にかかわる役割を担うというふうに整理しております。

3のいかにして道州制を実現するかについてでございますが、道州制導入に向けた3つ

の仕組みづくりを挙げております。国、道州、市町村の役割分担の明確化、それから、その分担する役割に応じて地方自治体の自主財源を確保するための仕組みづくり、道州制を支える市町村の行政能力を強化するための仕組みづくりを挙げております。また、このためには国民的議論が必要でございますが、3つの方策を挙げております。国民の道州制に対する関心を高めること、全国のブロックで道州制議論を活発化させること、あと国会議員や政治家などに働きかけるということを述べております。

4の道州制の導入に伴う課題としまして、懸念材料としまして、各地域のアイデンティティが消失する、九州全体が画一化する、道州内の地域間格差が拡大する、県単位で事業を実施している企業への問題等が示されております。また、今後、道州制の意義などについて住民への説明を行い理解浸透に努めることが必要ということも述べております。

42ページ、別紙2をお願いいたします。

九州地域戦略会議における道州制検討の今後の取り組みについてということでお示しをしております。先ほどの答申を受けまして、本年5月に第2次道州制検討委員会が九州地域戦略会議のもとに設置されております。委員長は北九州市立大学の矢田俊文学長で、本県からは総合政策局長と熊本経済同友会の亀井副代表幹事が委員として参加をしております。活動期間は2年で、活動内容は、そこにお示しをしておりますように道州制の九州モデルの策定に関する検討、その中には国、道州、市町村の役割分担の検討、道州制を実現するための税財政制度の検討、それから九州が目指す姿、将来ビジョンの検討というのがあります。また、検討の進展に伴って住民及び国の関心を高めるためのPR戦略の検討、その他海外事例等の研究を行うということにしております。この委員会のもとにワーキングチームとして、国・道州・市町村の役

割分担のワーキングチームと、税財政制度のワーキングチームがありますが、現在、国、道州、市町村の役割分担ワーキングチームでの議論が行われております。現在、検討が始まったばかりでございますが、こういう場を通じまして、本県においても道州制の議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○前川収委員長 ただいままで、報告事項、それから資料の説明等がございました。一括して質疑を受けたいと思います。今まで説明がございました資料に対して、または内容に対して質疑があればどうぞ挙手の上、質疑してください。意見でも結構です。順番は順不同でもいいです、どこからでも。馬場委員、いかがですか。

○馬場成志委員 今、最後に説明していただいた部分を聞けば質問がなくなったかなというふうに思いますが、お伺いしたかったのは知事会議で、知事会というか、九州戦略会議の中では道州制の必要性和目指すべき姿及び課題について共通認識を取りまとめるというようなことで進んでおるようでありますけれども、言うならば財政的プラスマイナスのバランスはとれておるのかということを実はお聞きしたかったわけでありまして。ただし、最後の部分で遅いですがけれども、平成20年度から税財政制度のワーキングチームをつくるということでありますので、しばらく待たなければいかぬのかなというふうに思っています。北海道の事例を少し紹介していただきましたけれども、北海道の事例で先ほど権限が何が来たかと、本当に小さい市町村に渡すようなものしかいってないような話を聞いておりますけれども、これはやっぱりそれについて……、さっきの話と少し横にいくかもしれ

ませんが、道州制になったらどんなところが困るんだというような感覚が足りない、言うならば準備不足のままここに突入したと、特区制度に入ってしまったということが1つ。それともう1つは北海道経済が弱体化してしまった後であるということと、三位一体が始まったというようなことすべてが絡まって、何かわけのわからぬうちに国の方から自分がおろせる権限だけをおろすというようなことで、そんな細かい話になってしまったんだろうというふうに思っています。ですから、いつもこの委員会でも話が出ておりますように、準備をしっかりとしなければいかぬということが一番大前提であろうというふうに思います。そういう中で、先日の市町村との意見交換の中で、これは市町村も合併の中でも御苦勞なさっておりますから、対外的なことを考える余地は、何というか、心のゆとりというか、そういったものはないのかもしれないけれども、言うならば台風が来よる、嵐が来よるというような状況であることは間違いのないわけでありましてから、やっぱりそういったことを市町村にしっかりと危機感というものを改めて持っていただかなければいかぬというふうに思っています。先日の聞き取りの中でも、市町村からの意見というのはまだ情報をくれというような話であったろうというふうに思います。ただし、情報が来ないままにこの話が進んでしまったら、さっきの北海道みたいな話になってしまうということが一番怖いということです。

財政の方の取り組みの経過報告もしていただきましたけれども、当時の財特の要望すべてについては、国の方に実行していただいけませんので、効果がそれほどあらわれていませんけれども、その当時財源不足が生じるだろうというような額と、私たちが国から取り上げたいというような感覚の中で、積算した部分というのはある程度バランスがとれて、それができれば地方財政は何とかやっていけ

るというような収支のバランスはとれとったわけでありませぬ。ですから、この辺については、本当にしっかりとやっていただかなければいかぬというふうに思ってますし、国が存在するまま、私たちは県の方に権限を取る、あるいは財源を取るというような感覚の中で話をしておりましたので、なかなか難しい作業でございましたけれども、市町村は県がなくなったときに何が困るかということを考えればいいわけですから、その辺はわりと考えやすいだろうというふうに思います。なくなったとき何が困るかということをしっかりと考えていただくということを、市町村の皆様方にしっかりとお伝えいただきたいと。質問にはなりません、多分意見になると思いますが、そこら辺は市町村総室なのか、どこの部署なのかわかりませんが、さっき財政課長から説明がありました。これを見させていただくならばもう2～3年で万歳です、どぼんです。こういったものもやっぱりもっとたくさんの人たちにわかってもらい、実際、毎年400億足らぬようになるわけですから、毎年400億足らぬのに、あとは若干の辛抱した部分と財調の取り崩しということですが、何しろ400億足らぬというのは間違いないわけでありませぬから、あと116億しか財調がないのに、400億毎年足らぬということであれば、もっと強いメッセージを出さなければいけないだろうというふうに思います。長い意見になりましたけれども、一応そういうことでございます。

○前川収委員長 馬場先生の御意見に何か執行部からございませぬか。反論でもいいですよ、ほかに御意見ございませぬでしょうか。

○吉田忠道委員 今、馬場議員の方の意見にもちょっと関係するところですが、私も40ページですかね、説明を受けて、今なぜ道州制が必要かと、結論だけ受けて道州制の

導入は必要と。

それから、2番目の道州制の目指す九州の姿で、究極の目的は九州を活性化して人々の暮らしを豊かにすることということで書いてありますけれども、これだけ見れば道州制の何か方向としてはわかるような気がしますが、じゃ、今の県のままだったらどうぐあいが悪いのかというのをちょっと対比してもらいたいですね、今の県のままだったらこういうふうにならないのかということがちょっと弱いと思うんです。とすれば、こうやって説明して、今の県のままだとぐあいが悪くなければ今のままでいいわけですが、ぐあいが悪いから、この道州制に持っていかなければいかぬというところの大意がちょっと私はよくわからない。

○内田企画課長 ここに道州制を目指す理由が書いてありますが、この道州制の議論の背景といたしまして、1つは市町村合併の進展があるかと思えます。九州全体でも約半分ほど市町村がなくなっておりますし、県の役割みたいなもの見直しをせざるを得なくなっている状況があるだろうと。

それから、地方分権の進展ということで2000年に地方分権一括法が制定されておりますけれども、この地方分権を担うためには、きちっとしたやはり地方独自のシステムをつくる必要があるだろうと。

それから、先ほど財政課長から説明がありましたけれども、地方財政の悪化、これに対応するために新しい枠組みを考える必要があるだろうという背景もございませぬ。

それから、あと具体的には、県境を越えた広域的な課題ということがあります。今、九州地域戦略会議が九州観光戦略を策定して九州観光推進機構というのを設立し広域的な対応をしておりますし、また、産業廃棄物税等の対応も九州全体で行っている。これは、やはり九州7県で一斉に導入しないと、対応し

ないとなかなか難しいというのが挙げられます。

それから、御存じのように高速交通体系の整備ということで新幹線、高速道路があり、かなり域内の人の流れ、物の流れが広域化してくると。

それから最後でございますけれども、国際競争力の強化ということで東アジアを見た場合に、各県が対応というよりも九州という一つの大きな単位で対応するような必要性が生まれてくるというような社会的な背景の中で、一つ道州制を議論するのは非常に意義があることじゃないかなということで、今議論が進められているというふうに思っております。

○吉田忠道委員 もう少しですね、私は本音と申しますか、これはちょっと建前が過ぎているから、一番もとの、本当の本音を一番にばんと言わないと、やっぱり何というか、今度市町村民に対する説明責任があるわけですから、そのときにこの方向に持っていかうとするのにも弱いと思うのです。

○前川収委員長 今の質問ですけれども、地域戦略会議というのは九州知事会が入った上で経済界と一緒に議論をされて、知事答申で既に導入が必要ということはもう明言されたわけですね、知事会を含めて導入は。道州制の導入は必要だということは知事会が言ったわけですから、ここはやっぱり一定の説明責任というのは、かなりもう既に、今の時点で大きくなっているということは、吉田委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今なぜ道州制が必要なのかというのを、今、県ではなぜできないのかという逆に置きかえた部分の設定というのは、これは説得力がある話だろうと思います。

どなたか総論的な話でもいいですよ、局長。

○木本総合政策局長 道州制というのは非常に最近言われております。私も4月にこのポジションに着くまでは道州制というのはどこの話かと思っておりましたが、「率直でいい」と呼ぶ者あり九州地域戦略会議あたりでも議論が進んでおり、そういうふうに思っております。戦略会議、今、道州制は必要だというふうに答申が出ておりますが、これは地方分権を加速し個性豊かで活力のある地域社会を実現させるとともに、国と地方を通じた効率的な行財政システム構築のための手法としては道州制が必要だという認識でございます。条件つきで道州制が必要だということでございます。総論的なお話をさせていただきますと、何で道州制ということが言われ始めたかと、これはもともと基本になりますのは、平成18年の2月28日に地方制度調査会が道州制のあり方に対する答申ということを出しております。私は考えますに都道府県制という現在の制度は、廃藩置県で都道府県が置かれて、既にもう100年以上たっているわけです。当時の状況から比べますと交通通信網の発達非常に著しい、これがまず1つ大きくございます。当時、馬車とか自転車でやっておった分が、車が利用できますし、また、インターネット等そういう通信技術も非常に発達してきた、これが1つ。このままでいいのかという1つの理由であろうと思います。

もう1つは明治、大正、昭和初期、中央集権制でどんと引っ張って国力を上げてきました。そういう時代から比べますと、現在は非常に個人の価値観も多様化しております。個人の価値観も多様化しておるということは、地域におけるポテンシャルと申しますか、地域の進むべき方向性も必ずしも一方向ではないのではなかろうか、そういうこともあろうかと思っております。各地域が地域でやっぱり今度はポテンシャルが非常に違ってきています。九州なんかはよく例に出されますけれども、ヨーロッパのベルギーあたりと人口それから

財政力、ほぼ匹敵するんだと。ここらあたりでもう地方にまかせて、地方でどんどん活力を出して頑張ってもらうことによって、総体的に日本の国力を高めようというような考え方もございます。そういうことなど、あるいはまた少子化とかというようなこともありまして、ここでひとつやっぱり国のあり方を見直そうと、これは道州制は都道府県の問題ではございません。国の形の見直しでございます。国をどう見直すのか、今のままでいいのか、国はもう少し国防とか、外交とか、本来国がやるべきことに専念してもらおうと、地方に関することはもう地方に権限を譲ってしまっていていいのではないかと、そういう見直しの中で今回、道州制というのが出てきておまして、先ほど申しました道州制のあり方に関する答申の中でも広域自治体改革、今回、道州制の問題でございますが、都道府県制度に関する問題の対応にとどまらず、国の形の見直しに係る改革として位置づけるというふうにはっきり明言をしております。先ほど馬場委員からもお話が出てまいりましたように、確かに財政的なバランスが必要であると思っておりますが、そういうバランスを、今考えずにいろんなことをやろうということを戦略会議でいたしておりますが、それは国の事務から道州にどういう事務をおろすのか、どれだけそれに伴ってどういう財源をくれるのか、道州から基礎的自治体である市町村にどういう事務をおろすのか、それにどういう財源をつけていくのかと、これは何も道州だけの問題ではなく、我々だけで検討する話ではございませんで、やはり国を巻き込み、市町村を巻き込んだ議論にしていくべきものでございます。なかなかそこが見えないので今は悩んでおるところでございますが、お答えにならぬと思っております。

○馬場成志委員 これは駆け引きでなくてですね、見えないからこっちで組み立てようと

いう話をしよるわけです。だから、勝手な話をしていけないかぬわけですよ。国と打ち合わせしよったらさっきの北海道のような話になってしまう。だから、これだけ取り上げ、権限を取ってそのための財源が必要だからこれだけやれという話をこっちから持ち上げていかなんということ。それは表現はどうだっかは別として気持ちは多分一緒……、ではない――。

○木本総合政策局長 気持ちは一緒でございます。

○馬場成志委員 そういうことで……、

○木本総合政策局長 なかなかこれは自民党あたりでも10年以内に道州制に移行するというふうなことをぼんとお出しになりましたけれども、具体的に何も詰まってないんです。今、馬場委員からおっしゃいましたように、九州のモデルをつくろうじゃないかと、今、住民の皆様方に検討いただくためのたたき台をつくろうじゃないかと、そういう気持ちで私らも委員として、今参加をさせていただいております。今やっておりますのは、今、国でやっている事柄の中で我々がもらえるものはどういうことがあるのかと、あるいは県単位でやっているけれども、あるいは道という形で広域的にやれる事業はあるんじゃないかと、そういうものを具体的に出して、そういうものを、今検討している段階でございます。来年度以降、また、今度はそれにどういう金が要って国からどういう財源をもらうかという話になっていこうかと思っておりますが、馬場委員のおっしゃるとおりだと思っております。

○馬場成志委員 そういうことであれば安心しましたですが、意気込みは全部取り上げるくらいの気持ちでですたいな、こっちで勝手にフリーハンドで書くというような感覚をし

っかりお持ちの中で、適当に最初からええあんばいに国と話し合ったところでの案が出てくると、成案が出てくるというようなことにはならぬようにしとってください。

○倉重剛委員 馬場先生と少し重複しますが、その場合に木本局長、先ほどの意見か、答弁がちょっとわからないけれども、長すぎた面があったんですけど、それはそれなりに余り説得力はなかったんです、最初から。後の言葉の中で先ほど吉田委員がおっしゃった県がどういうことで、これは道州制に対して、道州制というものに県の現状で対応できないものは何があるのかと、そういう逆質問的なこともあなたの答えの中に、国の改革をやるんだと、これは非常に説得力があると思うのです。これが大事なんです。それは馬場先生も今言ったけど。したがって、そういう面からいうと国に対して、地方からもっともっと攻勢をかけなければいけないと思うのです。しかし残念ながら期間が非常に短いので、この道州制の各県の取り組み状況を見てみると非常に少ない、対応しておるところが。州都を目指しているところは、わが熊本県もそうだもんですからね。州都を目指しているところだけ非常に積極性があるという感じがするんです。実を言うと、やっぱり地方ということから、もう少し積極性、攻勢というものにかけていかないと、国はあてがいぶちで来るということは、本当にこの市町村関係のこのデータを見ても、そういう意見の心配事が出ていると私は思うのです。そういう形で積極性が必要だろうと思うのです。そういう意味において、実はきのう政権交代ということできょう新しい組閣が成ると、渡辺担当大臣が非常に積極性があったと私は思うのです。そこら辺が留任するかどうかわからないのですけれども、非常に心配しているのです。そういう政府との兼ね合いの中にももう少し今みたいなものは力強い自分たちの理念・信

念というものを持ちながら接触していただきたいなということ。これは要望なんだけれども、それに対してどう思いますか。

○木本総合政策局長 九州モデルをつくろうと、国がこういう事務をやると、都府県はこういう事務をやると、市町村はこういう事務をやるとということについての九州モデルをつくろうというのが今目標として取り組んでおるところでございます。そういう中で、国から事務をいただくということでございますが、先ほどもお話しが出ておりますように、北海道に、特区としておろされた事務が本当に八つしかなかったと、なかなか霞ヶ関から事務をいただくのは大変だなという思いを…

○馬場成志委員 取りあげる。

○池田和貴委員 いただくと言うけんいかぬとたい。

○木本総合政策局長 ただ、そこはもう本当に国が、これは国の形を変えるということでございました。内政に関する事務の大半を地方が担うということでない、単なる都道府県合併であれば将来に向けての展望はないだろうと思っております。しかし、霞ヶ関から事務を地方に移してもらうということは、簡単にいかぬのではないかとこのように思っておりますが、そういう形で提案をしたいと思っております。

○倉重剛委員 個人的な意見になりますけれども、この道州制特別委員会の設置について、一番力を強く姿勢を示されたのは、我が党の前の会長の古閑会長なんです。非常に積極性があったと思うのです。そこら辺は踏まえながら、熊本県というのは何を目指しているかということ、ちょっと早過ぎるかもしれないけ

れども、州都を目指していることは事実です。現実的に、熊本県がイニシアチブをとるような形で、例えば、九州地方知事会あたりも積極的に知事が発言をするような、そういう形をあなた方からぜひサポートしていただきたい。

それともう1点申し上げますけれども、これは皆さんの意見だと思えますけれども、国から当てさせられるのではなくて、こっちから勝ちとるんだと、そういう姿勢で頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○氷室雄一郎委員 1つだけ私は確認。この戦略会議というのが1つございます。もう1つ九州知事会のもとに、道州制等都道府県あり方を考える研究会というものがあるんじゃないかと思うのです。ありませんか、そういうものは。そのことを1つ答弁してください。もう3点。この道州制について今いろんな話が出ました。

1つはこの前、前川委員長の配慮で各市町村の方からさまざまな御意見を伺うという大変貴重な場を設けていただきました。かなり、各市町村、合併が終わりまして、一段落ということで、この道州制についての論議というのはまだこれからだという認識を私は持ちました。県でいろんな、先導的にこういう論議が行われておりますので、こういう情報を機運を高めるということで、どのような形で県下に広めていくかというのが1点ではないかと思えます。この方法についてどのように考えておられるのかを1つお尋ねします。

2点目は今、倉重先生の方から話がございましたように、国が道州制を求めているということではなくて、その形も非常にあいまいでございます。各県からさまざまな道州制の論議が上がっているのじゃないかと考えを持っておりますけれども、データを見ていただきますと、ほとんど道州制の論議は低調である

と、我が県でこういう先導的な委員会をつくっていただきましたので、我が県からでもやっぱり情報を発信して国を変えるという、ただ受動的な立場ではなくて国の主体性を強く求めていく、こういうことがこの場で一番重要ではないかと思っております。

3点目は九州各県でも福岡と熊本が道州制の論議が先行しております。あとの県はほとんどないということであれば、やっぱり戦略会議等で熊本県の立場といたしますか、局長も盛んに論議を先導していただきたいし、また、知事の方にもそういう御意見を述べていただきまして、九州共同体としての共通基盤づくり、共同体意識をどのように高めていくかというのが道州制の中で、この3点が一番重要ではないかと思っておりますので、熊本の立場というのは非常に重要ではないかと思っております。局長の働きに期待をしております。局長も先ほど最初に1点目になぜ道州制かということをおっしゃいましたけれども、若干それについてはもう少しインターネット等を見ますとばちっと押さえている部分がございますので、もう一遍その辺は見直して、もう少し説得性のある発言をお願いしたいと思います。明らかにきちっと切っておられる論調がたくさんございますので、もう一遍勉強し直された方がいいんじゃないかと思っております。

○倉重剛委員 我が県の権威と考えるとね、先頭に立つべきだ。遠慮してはいかぬ、お願いします。

○氷室雄一郎委員 非常に九州各県でもこういう取り組みをほとんど行われていないということであれば、熊本と福岡しかないという状態、局長の御意見等を積極的に発信をしていただきまして、九州全体でこの論議を高めていただきますように、以上、何点かまとめてお尋ねしましたので、御答弁をいただきます。

○前川収委員長 では企画課長、組織の問題で2つの組織の問題、トータルどうぞ。

○内田企画課長 委員御質問の道州制等都道府県のあり方を考える研究会という九州知事会の研究会でございますが、平成14年の2月に設立をされておりました、同じく部長級による道州制等都道府県のあり方研究会というものも設立されております。そこで議論が行われたのがあとは、九州経済連合会との合同で議論をするということで、先ほどの九州地方戦略会議の場に議論が移っていったものだというふうに考えております。

それから、県下への道州制の議論を広めるということでございますが、先般、全国知事会のプレイベントとしてシンポジウム等を開催をさせていただきました。また、今、経済界等もいろんなフォーラム等で今秋から道州制についての議論を積極的に取り上げていただくようになったというふうに思っております。先ほど愛知県、それから北海道もそうですけれども、具体的に県民に周知するためには、もう少しどういうふうに生活にかかわるかというのが見えないとなかなか難しい部分があるかとは思いますが、愛知県がやっておりますように、まずは行政の仕組みとしての市町村職員への周知と、それから、並行してまたフォーラム等も今年度少し開催しながら、徐々に今議論しております事柄等を広めていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の九州が一つになった共同体的な動きをということですが、これにつきましては、今、九州地方知事会等で、政策連合ということで、広域的に対応する課題につきまして一つ一つテーマを掲げて議論しながら、一体となった取り組みを進めるということで動いております。これはやはり委員おっしゃいますように、道州制を考える上での

一つの大きな布石になるのではないかなというふうに思っております。今秋の九州地方知事会でも政策連合についてきちっと議論していくという予定にしております。

○前川収委員長 質疑ございませんでしょうか。

○渡辺利男委員 道州制の導入が条件つきだというふうに局長は言われました。私もそのとおりでと思います。地方分権がどんどん進んでいった上で道州制というのを考えるべきであって、だから一番大事なのは、地方分権をいかに推進するかということですが、私も国に対して、どんどん地方に権限を財源を渡せと言いはるけれども、一番住民に身近な市町村がこの間の意見交換会で話を聞きよったら、どうもそういう意識が足りないというか、そういう感じを受けました。道州制どころか、まだ地方分権に対する意気込みが足りないような感じで、それはやっぱり市町村合併と三位一体が重なってしまって、もう何かダメージばかりが残って不信感があるような感じで、まあだ、あれもこれも県にしてほしいとか、そういう意見ばかりだったからですね、やっぱり自己決定あるいは自己責任ということで自分たちの住民のために権限も財源もくれよという意識になってもらわないと、ここでどがん全国一の意識をここでつくっても後ろを見たら市町村が全然やる気がないと、まだ要りませんという状況では、この間もびっくりしたのは、この市長はもっとと思っておいたら、いや、今もらったっちゃ、まあだ人材が育っておりませんか、そういう発言があったからびっくりしたんですけれども、だから、もう少し市町村のそういう意識改革を同時並行的に進めてもらわないと、私は道州制どころか地方分権も国のお役人から見ると足元を見られてしまうと、絶対権限は渡さんですよ。そういう意味で、市町村の意識改革

ということをやるべきと思うのですが、松見さん何かしよんなはっですか。

○松見市町村総室長 前は合併した市町村の首長さんとの懇談会ということでございました。権限移譲につきましてのお尋ねかと思えますけれども、合併したところにかかわらず全市町村に対して、権限移譲を積極的に受けてくださいという形をお願いして協議をさせていただきたいということでやっていますが、おっしゃいましたように、なかなか今の段階はスムーズにいったない、行き詰まっておるような状況でございます。ただ、これにつきましては意識の問題というのもあるんでしょうけれども、同様に市町村も行財政改革に非常に厳しく取り組んでおります。職員数もかなり減らしております。そういう観点からなかなか実際に責任を持って権限を受ける余裕がないという部分は多くあるんじゃないかなというふうに認識しております。道州制も含めた将来に向けての市町村長さん方の認識、意識、これにつきましては私どもも企画課と同様、できる限りの情報を提供して将来の展望については、県と同様の一体感、共通認識を持ってもらうように努力していきたいと思っております。

○渡辺利男委員 全国的にも地方分権をどんどん積極的に推進しようとしておられる首長さんとかを呼んで、県内の市町村を集めて研修会をするとか、そういうふうな意識改革、意識のレベルアップをぜひやってください。お願いしておきます。

○池田和貴委員 先ほどからいろいろ議論が進められておりますが、やはりこれは将来一つの目安は10年後だというニュアンスの中で話をされていると思うのです。非常に長期にわたる案件だと思います。そうなったときに組織の中でこういう資料としての情報の蓄積

は大事だと思うのですが、人材としての戦略というのも当然立てていかなければいけないんじゃないかと思えます。10年後の道州制に向けて県庁内の人事としての戦略をどう考えていくか、そしてそれは先ほど渡辺先生のお話にありましたけれども、市町村との連携を図る中で、関係する人事交流の中で、やはり、その人事戦略を考えていくというところも私は必要になってくるんじゃないかと思えます。ですから、もしその辺の話があれば教えていただきたいと思えますし、もしないと思えば、ぜひ、その辺は考えていただきたいと思えます。特に10年後、もしかしたらもっと延びる可能性を考えると今の若い世代も含めて、次の道州制の議論が本格化するときには、そういうところにきちんと人材が県内各部署にもいるし、市町村にもいていただくというような将来像を考えて、やはり人事戦略をとっていただくようなことも考えていただきたいと思えます。

○前川収委員長 要望でいいですか。

○池田和貴委員 要望で結構です。

○鎌田聡委員 非常にあれですね、九州地域戦略会議で第2次道州制検討委員会ということでワーキングチームをつくって、本年度と来年度やられるということで、今年度の部分ですね、今いろいろ話が出ました国と道州と市町村の役割分担を、今年度で決めていかれるという非常に難しい作業だと思います。市町村への権限移譲の問題も今指摘されたように、非常に意識の問題、そして、体制の問題を含めて厳しい状況の中で県としてはさらに権限移譲をおろすというか、ちょっと重点化させて、もうできぬところはよかばいというふうに冒頭の説明では見えたんですけども、やっぱり5年間で824項目やるなら、これはやりきると、そのことで市町村をきちん

と意識を持ってもらうということが、一つは必要ではないかと思えますし、41ページに役割分担(4)でありますけれども、そういった状況の中で、非常に、特に、市町村の役割分担のところ、これは本当に市町村でやった方がいいのかなと思うのが福祉とか、医療とか、教育、こういったものは、もう少し広域的にこれは道州でやった方が可能じゃないかな、可能というか、現実的であって、また、いろいろな住民負担を含めて、そういったやつは広域で、医療の負担、福祉、介護料とか、そういったやつは、ちょっと目線を変えてそういったやつこそ、広域でやっていくことによってよくなっていくのじゃないかというふうに思っておりますので、これは骨として決まっているのかどうかということですね、ここを今後の、冒頭申し上げました今年度、国の道州と市町村との役割分担の中で議論されていくと思っておりますので、もう少しここは見直していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。それともう1点、議論の進め方として、先ほど、道州でできること、県でできることというのは何かということで議論をつくっていくということを言われたけれども、ここに書いていますように、国は、外交、防衛、通貨管理、これに限定していただき、それ以外は全部何があるかというのと、出して、それ以外を道州でやるというような、そっちの方から議論を組み立てていくべきではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○内田企画課長 委員のおっしゃいました福祉、医療、教育等の住民サービスの配分を担うべきものはその中にはいろいろ広域的な道州が担うものもあるんじゃないかなという御意見でしたけれども、これは一般的にここに掲げているところでございます、個々の事柄につきましては、一つ一つ道州が担った方がいいのか、市町村におろした方がいいのかとい

うのは、住民サービスがいかにか効率的に提供できるかという視点で個別に議論をしているところでございます。ただ、一般的にはこういう福祉、医療、教育等につきましては、非常に住民に身近な課題ということで、流れとしては、住民に近い役割を担うところの市町村の方が望ましいのが多いのではなかろうかというふうには思っております。

それから、3番の国は外交、防衛、通貨管理などを主としてということ、そちらの方からの議論をとということでございますが、確かにそういう議論というのは大事なというふうに思っております。今の知事会、それから道州制ビジョン懇談会という国の方の中でも、同様な議論が行われているというふうに思っておりますので、この議論を注意しながら、九州地方戦略会議としても多分取りまとめをされていくのじゃないかというふうに思っております。

○鎌田聡委員 今、個別に議論されているということをおっしゃいますけれども、その議論の状況ですね、出していただきたいのですよ、こういった要請しましたということだけではなかなかここでの議論もできないので、個別に議論をされているという状況をですね、ぜひ次回でも結構ですので、特に19年度で役割分担を議論するということですから、そんなに余り時間をかけてやる話ではないと思うのです。ワーキングチームの議論というのは、よろしくをお願いします。

○前川収委員長 議論の中身ですね、ワーキングチーム、今やっていらっしゃるの19年ですから、国、道州、市町村の役割分担でワーキングチームがあるんでしょう、その実体的な議論の中身を教えてほしいという話です。それは別に非公開というわけではないでしょう。

○内田企画課長 はい。

○前川収委員長 大丈夫ですか。

○内田企画課長 はい。

○前川収委員長 それは次回でいいですか、ただ、資料はそろい次第、各委員には配っていただき。その方が実質的な議論はしやすいんで。

○内田企画課長 はい。

○馬場成志委員 今の話にも関連しますけれども、この全部局来ていただいておりますが、そこら辺には全部そういうことは振ってあるわけですか、ここに参加しているということだけではなくて。企画の方で取りまとめをされておるでしょうけれども、すべての部局で、この件に関して何らかの考え方というのはつくるといことはスタートしておるわけですね。

○内田企画課長 この道州制の議論、県の役割分担の話につきましては、個々の項目につきましては、担当部局の判断が第一になりますので、それは照会しながら取りまとめは企画の方で行いますけれども、議論を進めているというところでございます。

○馬場成志委員 個別の問題はさっきから話が出てますけれども、言うなら明かりの部分というのはなかなか説得力が乏しいという部分がありますよね、だから、なぜというところの部分ではさっきからいろいろ御意見がっておりますけれども、仮に単なる都道府県合併であっても政策的な予算がふえるということが結論として出るなら、さっきの話も目に見えてくるわけですがけれども、今の状況で九州の中で合併して、熊本がまだよか方とい

うようなところで、どこも悪い、悪かところばかりで合併して、わが家の修繕もでけんできて、何が発展的な話かというようなことでしょう。今、400億足らぬで政策的予算というのは670億しかないというような話でしたけんですね、それをまだこれから悪くなる可能性があるという中で、それが何らかの形で見えるような形にしていきたいということです。

○前川収委員長 御意見でよろしいですかね。

○馬場成志委員 はい、よございます。

○前川収委員長 それぞれ委員の皆さんから質問なり、御意見なりが出てますけれども、質問というよりも、今の知事会が九州戦略会議をつくって検討なさっていらっしゃる状況があつて、それにちゃんと熊本県は熊本県としてかわりを持ちながらやっついていらっしゃるらしいので、今皆さんの言葉の中には九州モデルという言葉が出てきて、それをつくっているんだというようなお話であったと思いますが、我々の特別委員会が設置されたのは九州モデルをつくる以前に熊本モデルをやっぱりつくらないかぬと。熊本モデルが九州モデルにどう反映され、その九州モデルが今度は国の制度としての道州制にどう反映されるかという検証が必要なんだということだと思ふのですね、これはもう全く手前みそでいいと思うのです。熊本にとってというですね、手前みその考え方の中で道州制になるなら熊本にとってこういうところがプラスだと、マイナスがあるならやらないぞというくらいの熊本モデル的な考え方というのを、やっぱり私たちの委員会の中でも積み上げていかなければならないと思ふのですが、どうもやりとりを聞いていると、皆さん方にはあまりその意識が少ないというですかね、感じない。我

々の方は、むしろ逆にそういう熊本モデルをつくっていききたいのだという意識が高いというような感じがいたしております。やっぱり、九州知事会がやっていらっしゃるからということで、右に倣う必要も何もないわけでありまして、道州制のすぐ最後の姿は九州モデルにならざるを得ないですけれども、その中の一部である熊本が、熊本モデルとして道州制はどういうことが必要なんだという部分について確立する必要はないと思うのですけれども、ある程度イメージをつくる必要があるんじゃないかなと思います。そういった中で、必要、不要という話が出てこなければならぬのだけれども、国からの地方行政審議会なんかで出てきたやつがどんと出て、それをだんだんだんだんに下に下げていく、上からトップダウンで来ている話でしか聞こえないというのが、今の道州制の議論だろうと思いますから、皆様方はそれぞれ御意見がございました。例えば、池田議員からあった人材の問題というのは、市町村は市町村合併をする前提に、僕は質問でも言ったんだけれども、広域連合とか、一部事務組合でも既に交流だけはやっていたんですね、市町村合併の前から、人事交流はどんどんやっています。これは必然としてやってきたんです。県庁は多分ほとんど2～3人ずつ入れかえがっているか、ないところもあるでしょうけれども、ほぼないですね、目立った形では、他県との人事交流とかというのは。国とはあると思いますね。それから、地方側から見た必然性として、さっき言った一部事務組合とか、広域連合で取り組まざるを得ない事務が何かあるかて言われたときには、熊本県は長崎とやりよる航送船組合だけだったわけです、結果は。もっとそういった部分よりも熊本モデルというようなところで道州制がなぜ必要なのか、こうなれば熊本はよくなりますというような部分を、まず県民に示していかなければならないというふうに思っていますので、それはす

ぐつくれと言ったってそれはできない話でしょうが、アバウトな方向性くらいは、知事を初めとしてみんなで議論してますからでなくて、自分たちの議論としてどうするんだというような部分の構築を始めてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか、どちらでも総務部長でも、局長でもいいですけれども。

○木本総合政策局長 熊本モデル、初めてお聞きしましたが、九州各県、九州道あるいは九州邦を目指そうということで今やっておりますんで、委員長、今おっしゃったとおりでございまして、今のところみんなで仲良く、九州は一つを目指そうという検討をしております。そういう視点は確かに必要だと思っております。その行き着く先は州都という形になるのではなかろうかというふうに思っておりますが、ぼちぼち勉強したいと思っております。

○馬場成志委員 もちろん十分でなかばってん、九州との人事交流の話はちゃんと答えとかなんですよ。

○田崎人事課長 人事課でございまして。九州各県との人事交流につきましては、平成15年度から始めておりまして、19年度には最終的な福岡まで入れまして、沖縄は除きますけれども、九州各県とすべて人事交流をやっているところでございまして。今後ともそれは……

○前川収委員長 交流という形で。

○田崎人事課長 交流、はい。うちの県からそれぞれの県に出しております。それぞれの県からうちの県に6名、7名来ておるという状況でございまして。

○前川収委員長 ほかに御意見はありませんでしょうか。

か、それともいわゆる北関東にいくのかという、九州と北海道だけは非常にまとまりがありますが、中国、四国につきましても一緒になるのか、別々かというような議論もあつてますので、他のブロックでは統一的な議論さえ余り行われてないというのが現状でございます。ですから、確かに九州は非常にまとまりやすいし、議会、経済界等もこの地方分権を目指しているということで、先ほど御指摘ありましたように、こちらの方での体制づくりをしなければならないという意識のもとに、県から議論は進めているわけですが、全国を見ますと、なかなかそこまではいってないというのが現状でございます。

○前川収委員長 1つ気になる点が、委員長が言うのはちょっとおかがましいのですけれども、基本的に今こうやって議論をしている状況で本当に道州制の姿が見えてないというのは皆さんも実感として委員の皆様方もおわかりだと思います。県が明確な指針を持っているわけでもないということは事実としてあります。ただ一方で、道州制を啓蒙していくためにシンポジウムを開いたり、何か周知していくための議論を高めていきたいと思いますという話は、一方で1人歩きをしているような状況があるんですけれども、非常に危うい感じがしてならないわけであり、私個人はですね。県独自で道州制の中、議論をやるとか何とか準備は何かあるんですか、今、ちょっと質問ですけれども。

○内田企画課長 今、道州制の議論が少し行われているわけですが、非常に個別の議論というよりも道州制というのはどういふものか、前回、連邦制との違いあたりのお話をさせていただきましたけれども、そもそも道州制は大きな話としてどのような目的で今議論されているのかとか、それから国の形として二層制になるのか三層制になるの

か、どのような国のかたちになるのかという概略的な話を県民の皆様へ届ける必要があるのではないのかなど。そういうベースをつくっておきませんか、先ほど熊本モデルとか、九州モデルという具体的話が出てきたときも理解もできませんし、普及もしていかないだろう、具体的な議論もできないだろうというふうに思っていますので、非常に概略的な部分での周知・啓発、それからそういうフォーラムをできたらやりたいというふうに考えております。

○前川収委員長 その場合ですね、今ここでこういう議論があつているのに、その大会では道州制推進決議とか、何か中身のわからんとばいけというだけの空気ではちょっと、率直にですよ、だめだと言っているのではなくて、率直に中身をこんな話の状況で、対県民に向けては道州制は必要ですからやりましょうなんていうのを県が声をかけていくことがはたしていかなものかというふうに思いますから、そういうやり方の中身については慎重にやってもらわないと困ると思うのです。道州制の全体的な定義とか、全体的な我が県の置かれた位置づけとか、今、国でこういう議論があつてますよとか、この特別委員会ではこういう議論があつてますよとかというのはいいと思いますけれども、何かもう、みんなでもとまって真つすぐいくぞというのについては、この委員会の審議の過程を通じて考えてもちょっと前に行けという決議をするのはいささか早すぎるというふうに思いますので、そこは慎重にやっていただきたいと、これは要望です。

○内田企画課長 十分に配慮して対応していきたいと思います。先般の全国知事会のシンポジウムにおきましても、推進派の知事、それから慎重派の知事という形で多様な意見があるということも示しながらのシンポジウム

ということをございまして、ただ単にいけという話でなくて、非常に熊本にとって、あるいは九州にとっていい国の形とは何か、道州制とは何かというのができる組織づくりということで、いろんな周知・啓発をしていきたいというふうに思っております。

○前川収委員長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

なければ議題4、その他に入ります。その他で何かございますでしょうか。

それでは、こちらの方からですね、その他の中で視察のことを前回の委員会でも少し話をさせていただきましたが、視察のことを考えておりますので、そのことだけ、その他として報告をさせていただきたいと思えます。

その他はよろしいですね。

次に、議題の3の閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会の付託調査事件については、審査未了のために次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 異議なしと認めます。

先ほどの議題4のその他もなかったようでありますから、本日の会議はこれで終了したいというふうに思います。

午前11時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長